

平成20年12月22日

三鷹市議会議長 石井 良司 様

厚生委員長 田中 順子

厚生委員会管外視察結果報告書

本委員会は、平成20年度管外視察を下記のとおり実施したので報告いたします。

記

1 視察期日

平成20年10月6日（月）から10月8日（水）まで

2 視察先

飯田市（長野県）、塩尻市（長野県）、佐久市（長野県）

3 視察項目

(1) ISOから地域の持続可能性向上へ事業者と協働する仕組み（飯田市）

本市では、平成18年度に「三鷹市環境基本計画」を改定し、環境マネジメントシステムの構築によるISO14001の認証取得・更新などの環境施策に取り組んできた。今後も、市民・事業者・市の三者協働による環境保全・創造の取り組みをさらに強化していく計画である。

具体的な取り組みとして独自に構築した「三鷹市簡易版環境マネジメントシステム」を市直営施設に導入し、市民等の理解と協力を得ながら、本年10月にシステムの本格運用を開始している。

そこで市議会としても、市民や事業者との協働による環境施策の取り組みの効果と課題を把握するため、先進事例の視察を行った。

(2) 公共施設等への太陽光発電の設置事業について（飯田市）

本市では、平成18年度に改定した「三鷹市環境基本計画」に基づき、持続可能なエネルギーの利用促進を図ることとしている。

具体的には、公共施設における省エネルギー対策の推進、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入推進に取り組むこととしている。そこで市議会としても、省エネルギー対策の一つである太陽光発電設置事業の効果と課題を把握するため、先進事例の視察を行った。

(3) 塩尻東保育園・ふれあいセンターみどりの郷～幼老複合施設における異世代交流の取り組みについて～（塩尻市）

本市では、「三鷹市次世代育成支援行動計画2010」に基づき、世代間交流の拡充や地域連携の推進等による子育て支援を進めていくこととしている。

具体的な取り組みの一つとして、高齢者施設、障がい者施設等の福祉施設等と地域住民・児童等との交流を促進し、人と人とのつながりを重視した総合的なまちづくりの推進を目指している。

そこで、市議会としても、異世代交流の取り組みの効果と課題を把握するため、先進事例の視察を行った。

(4) 保健補導員と健康長寿のまちづくりについて（佐久市）

本市では、平成18年に改定した健康福祉施策の推進に関する総合計画である「三鷹市健康・福祉総合計画2010(改定)」に基づき、市民参加による健康な地域づくり活動の推進を図ることとしている。

具体的な取り組みとして、「健康意識実態調査の結果を基に、地域ごとの特色・実情を明確にし、自主グループ等による市民の手による健康づくりを図るための支援策を検討していく」こととしていることから、市議会としても、市民等との協働による健康長寿のまちづくりの効果と課題を把握するため、先進事例の視察を行った。

4 出張者

(1) 厚生委員

田中 順子、川原 純子、赤松 大一、浦野 英樹、野村 羊子、
吉野 和之、岩田 康男

(2) 同行職員

生活環境部調整担当部長 清水 富美夫

(3) 随員職員

議会事務局調査係 竹内 鈴華

ISOから地域の持続可能性向上へ事業者と協働する仕組み

1 事業の目的及び経緯

飯田市は、平成15年1月に、日本の自治体として初めて国際規格ISO14001の認証取得後の更新審査を受けずに、「自己適合宣言」型の環境マネジメントシステムに移行した。その後、システムの透明性、客観性及び説明責任を担保するため、地域の企業等と相互に内部監査を行うなど、先進的な環境行政を展開している。

このような取り組みに発展したきっかけとなったのが、平成9年に飯田市がISO14001の認証取得を目指す地元の事業所とともに、「地域ぐるみ環境ISO研究会」を立ち上げたことである。「地域ぐるみ環境ISO研究会」は、資金面や仕組みづくりなど小規模事業所にはハードルの高い国際規格ISO14001の基本的な取り組みを、簡易な環境マネジメントシステム「南信州いいむす21」として独自に構築した。

現在、飯田市は地域ぐるみ環境ISO研究会等とともに、「南信州いいむす21」の普及にも取り組み、市民、企業など地域との協働で取り組む環境施策を進めている。この取り組みは、平成19年度持続可能な地域社会をつくる環境首都コンテスト2007・第7回（環境首都コンテスト全国ネットワーク主催）においても評価され、総合第3位（全国・参加66自治体中）、人口規模別（10万人以上30万人未満）において第1位（参加23自治体中）となった。

このように、飯田市は平成19年に決議された「飯田市環境文化都市宣言」の理念に基づき、「住み続けたい、住んでみたいまち飯田」を目指し、さまざまな施策展開を図っているところである。

2 「南信州いいむす21」の概要

(1) 目的

「南信州いいむす21」は、国際認証ISO14001の基本的な取り組みを簡易なシステムとして提供し、事業所の実情に合わせて無理なく計画を立てて環境改善活動を行い、地域ぐるみで環境保全に挑戦する活動

(2) 運用開始

平成13年10月

(3) レベル区分

取り組み内容に応じて初級・中級・上級・ISO14001南信州宣言の4つの区分を設け、ステップアップを目指す。

(4) 審査員

ア 基本的要件

- (ア) 審査員は、地域ぐるみ環境 I S O 研究会への登録制とする。
- (イ) 環境問題や環境対策に関する基本的な知識を有している。
- (ウ) 事業者の環境対策に関する知見と経験を有している。
- (エ) 環境経営システム（環境マネジメントシステム）に関する知識と経験を有している。
- (オ) 事業者との間で適切なコミュニケーションを図ることができ、南信州いいむす21の審査及び指導・助言を行うことができる資質・能力及び意欲を有している。

イ レベル区分別の要件

- (ア) 初級：地域ぐるみ環境 I S O 研究会の実務者
- (イ) 中級：事業所内での内部監査の経験者（2回以上の経験者）
- (ウ) 上級：内部環境監査員の外部講習受講者（2日間コース受講者）
- (エ) I S O 14001南信州宣言：環境審査員補以上の資格保有者

(5) 審査手数料と登録更新

初級・中級 3,000 円、上級 5,000 円 I S O 14001 南信州宣言 10,000 円。

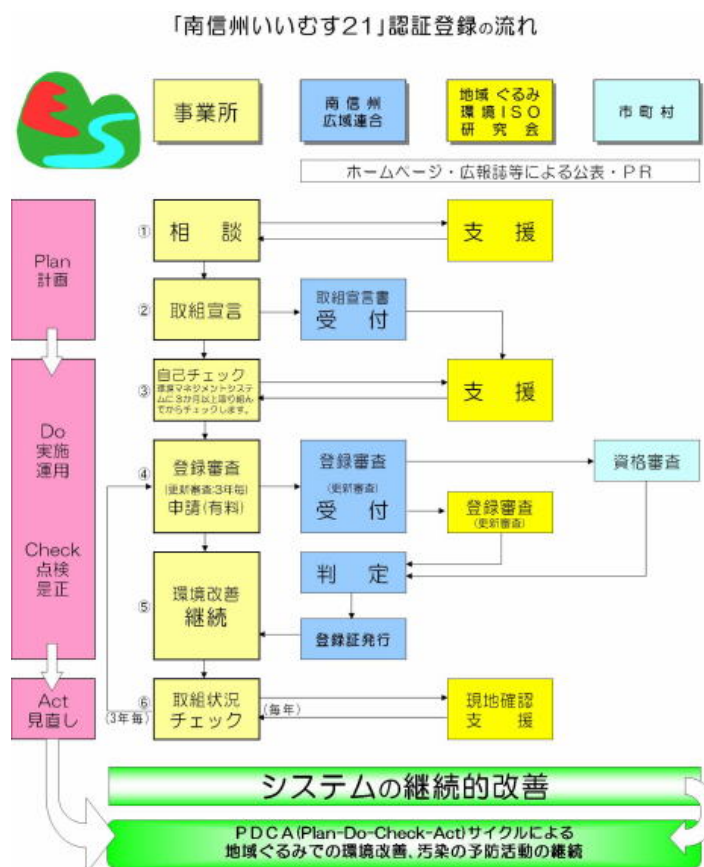
登録更新は3年ごとに必要

(6) 認証登録の流れ

事業所が区分に応じた取り組みを行なっていることを「地域ぐるみ環境 I S O 研究会」が審査し、「南信州広域連合(※1)」が登録判定を行う。

南信州いいむす21の取り組みが上級を超え、I S O 14001 の要求事項すべてを満たしたとき、国際規格に位置付けられる「自己宣言」を、南信州広域連合と地域ぐるみ環境 I S O 研究会が適合を認める組織となり、「南信州宣言」を行う。

※1 飯田市のほか14の町村で構成される行政組織



出典：南信州広域連合ホームページ

3 南信州いいむす21認証登録の状況

56件(平成20年4月1日現在)

【内訳】 初級47件、中級8件、ISO14001南信州宣言1件

4 地域ぐるみ環境ISO研究会の概要

(1) 設立の目的と活動経緯

平成9年11月にISO14001の認証取得をめざしていた飯田市内の企業5社と飯田市が、市民全体に環境改善活動の取り組みを広げるための研究と活動を行うことを目的に設立。平成13年10月から地域版ISO「南信州いいむす21」を南信州広域連合と提携して運用開始した。

(2) 活動内容

ア ISO14001を認証取得し、維持するための技術及び知識を共有し、支援すること

イ 事業所内の環境改善活動を通じて、従業員・職員意識を市民の間に広めること

ウ 飯田版ISOを構築し、小規模・個人事業所へ環境改善プログラムを提供し、支援すること

エ 飯田市の展開する環境行政を支援すること

(3) 参加事業者

29社(平成20年10月現在)

5 南信州いいむす21の取り組みの特徴

(1) 少額の審査手数料と簡易なシステム

各事業所のレベルや実情に合った環境改善活動から取り組みが可能である。

(2) 審査の信頼性・透明性の向上に向けた取り組み

相互内部監査を取り入れ、監査員の資格や経験を積み重ねるための研究会や環境監査員のレベルアップを図る講習会を実施している。

(3) 登録事業所への支援と情報の共有

研究会参加事業所の実務者が、南信州いいむす21登録事業所を訪問し、各事業所からの相談を受けたり、改善点を提案する。また、先進的な取り組みについては情報の共有化に努めている。

6 南信州いいむす21の取り組みの効果・成果

(1) 認証登録した事業所を公表することで、信頼度の向上やイメージアップ、さらには費用のコストダウンをはじめ事業の業績アップにつながることを期待される。

- (2) 認証登録した商店街が、エコバッグ作成等で商店街の活性化を図る取り組みを行っている。
- (3) 地元の高校が認証登録するなど、環境改善活動の人材育成の一環としても活用されている。

7 今後の課題

- (1) 認証登録した事業者への適切な支援体制・方法の確立
- (2) ボランティアな地域ぐるみ環境 I S O 研究会の活動をどのように継続させるか

◎ 主な質疑

- ・ 入札参加における南信州いいむす 2 1 認証登録の取り扱いについて

◎ 主な提供資料

- ・ 地域ぐるみ環境 I S O 研究会の活動事例
- ・ 環境首都コンテスト第 7 回結果概要(環境市民ホームページより)

公共施設等への太陽光発電の設置事業について

1 事業の目的及び経緯

NPO法人を母体とする民間会社「おひさま進歩エネルギー株式会社」が始めた太陽光発電事業と省エネルギー事業（ESCO）を組み合わせた「南信州おひさまファンド・プロジェクト」事業は、一般市民が事業に出資し、収益の配当を得るという新しい事業モデルとして注目を集めている。この事業は、平成16年度に飯田市が国の「環境と経済の好循環のまちモデル事業（※1）」に選定されたことを契機に、おひさま進歩エネルギー株式会社がモデル事業の運営委託を受けたことで始まった。

おひさま進歩エネルギー株式会社は、太陽光発電設備の設置費用を国からの交付金のほか市民出資で賄い、発電により得た収入を事業の運営及び出資した市民へ分配するという仕組みを構築し、「太陽光市民共同発電事業」として事業展開している。市民出資は個人・法人を合わせて460人から2億150万円の出資が集まり、この出資金と国の交付金を元手に、市内の保育園や公民館などの公共施設の屋根に38基の太陽光発電設備を設置し、平成17年4月から発電事業を開始した。そして、平成19年6月には第1回目の出資者への配当を実施したところである。

太陽光市民共同発電事業の取り組みは、市民・企業・行政の「パートナーシップ型環境公益事業」として全国から注目を集めている。

※1「環境と経済の好循環のまちモデル事業」とは、3カ年に渡り、地域の創意工夫と幅広い主体の参加によって環境と経済の好循環を生み出すまちづくりのモデル事業(自治体が提案した計画)に対し、国からの委託によるソフト事業を行うとともに、二酸化炭素排出量を削減するためのハード整備に必要な経費の一部を国が交付するもの。

2 南信州おひさまファンド・プロジェクトの概要

(1) 運営主体

おひさま進歩エネルギー株式会社

(2) 事業内容

ア 太陽光市民共同発電事業

(ア) 飯田市内の38カ所の公共施設等への太陽光発電機の導入(総発電容量最大208キロワット)と、発電電力の販売

(イ) 「グリーン電力証書」の販売

イ 省エネルギー事業（商店街ESCO事業）

(ア) 公共・民間施設を対象とした省エネルギーの実現のための省エネ機器

の導入等のコンサルティング事業

(3) プロジェクトの事業期間

平成17年～平成37年（予定）

(4) 事業費・経費

総事業費 3 億6,000万円（うち交付金 1 億6,000万円、ファンド導入金額 2 億円）

【事業費内訳】 太陽光発電事業 1 億4,000万円、省エネルギー（商店街 E S C O 事業）2 億2,000万円

3 太陽光市民共同発電事業の特徴

(1) 20年間の長期契約での太陽光発電設備の設置

公共施設（屋根）の行政財産の目的外使用について20年の契約を締結

(2) 22円／キロワット時の買い取り契約

大きく変動する場合は調整する。

(3) 南信州おひさまファンドの運用

南信州おひさまファンドは、出資金額が 1 口10万円コースと50万円のコースがあり、目標年間配当利回り、出資契約期間はそれぞれ10万円コースが 2 %で10年間、50万円コースが3.3%で15年間となっている。募集期間はすでに終了しており、出資総額は 2 億150万円である。

4 太陽光市民共同発電事業の実績

(1) 総発電量：242,289キロワット/時（平成18年度）

(2) 自家消費量：149,706キロワット/時（平成18年度）

(3) グリーン電力証書販売：138,150キロワット/時（平成18年度）

(4) 南信州おひさまファンド

平成19年 6 月に、第 1 回目の現金分配を計画どおり実施。事業利益からの分配額は当初の目標を達成し、合計476名に対し、利益分配金313万円と出資元本返金分2,020万円、合計2,333万円を分配した。

出資タイプ			第 1 回現金分配実績（2007年 6 月末） （1 口あたり：円）		
出資一口 金額	目標年間配 当利回り	出資契 約期間		（元本返還分）	（利益分配分）
10万円	2 %	10年	12,497円	11,112円	1,385円
50万円	3.3%	15年	44,660円	34,350円	10,310円

5 太陽光市民共同発電事業の効果・成果

- (1) 保育園等の公共施設を中心に設置したため、子どもたちが環境問題を身近に感じ、効果的な環境教育が行われている。
- (2) 市民ファンドの導入で、市民が環境問題に関心を持つきっかけとなった。

6 今後の課題と方向性

太陽光発電事業は設備設置費が高く、現状では交付金がないと事業として成り立たない状況である。収益性の高い省エネルギー(E S C O)事業など複数の事業を組み合わせることで利益を確保する工夫が必要である。また、太陽光発電を設置した事業者が生産した製品は、環境付加価値があるものとしてブランド化していく取り組みも始めている。

◎ 主な質疑

- ・ 太陽光発電設備のメンテナンスの経費について
- ・ 太陽光発電設備の個人住宅への普及について
- ・ 飯田市内と飯田市外に住所を有する当該ファンド出資者の割合について
- ・ 当該ファンドの広報の仕方とその費用について
- ・ 事業の運営状況など当該ファンド出資者への情報提供の方法について
- ・ おひさま進歩エネルギー株式会社の従業員数について

◎ 主な提供資料

- ・ 飯田市「まほろば事業」の概要～「環境と経済の好循環のまちモデル事業」補助対象事業～
- ・ 飯田市の温暖化防止政策と太陽光市民共同発電について
- ・ 南信州飯田市で取り組む市民エネルギー事業～おひさま発電所群とE S C O～
- ・ おひさま進歩エネルギー株式会社 会社案内
- ・ おひさまファンド通信(2008年6月号)

塩尻市

塩尻東保育園・ふれあいセンターみどりの郷 ～幼老複合施設における異世代交流の取り組みについて～

1 事業の目的及び経緯

塩尻市では、「市立保育園施設整備計画に基づいた保育園の統合による保育環境の整備」、「高齢者いきいき保健福祉計画に基づいた高齢者の健康と生きがいのづくりや生活支援の増進」、「児童と高齢者との世代間交流の推進を図る」という3つの目的を果たすために、幼老複合施設の整備計画の検討が進められた。その結果、施設が老朽化した塩尻保育園、西条保育園、上柿沢保育園を統合し、3園の中心地に「塩尻東保育園」と新設の老人福祉施設「ふれあいセンターみどりの郷」の複合施設の建設が決定し、平成14年4月に開設され、現在は、異世代交流の取り組みの定着が図られつつある。

2 施設の概要

- (1) 所在地 長野県塩尻市大字峯原173－1
- (2) 開設年月日 平成14年4月1日
- (3) 敷地面積 7,166.93㎡
- (4) 建築面積 1,814.23㎡(延べ床面積)
【内訳】 保育園専用部分989.12㎡、みどりの郷専用部分656.39㎡
共用部分(調理室・機械室)168.72㎡
- (5) 建物構造 重量鉄骨構造 平屋建て
- (6) 事業費 676,161千円(用地取得、建築工事、設計管理委託等)

3 市立塩尻東保育園の概要

- (1) 事業主体 塩尻市
- (2) 事業内容 乳児保育、一時保育、長時間保育、異世代間交流事業、育児講座等
- (3) 園児数 162人(平成20年10月1日現在)
- (4) 職員構成 園長：1人、園長代理兼フリー保育士：1人、保育士：19人、保育補助員：1人、長時間臨時保育士：8人
合計30名

園児数及び職員配置

年齢	クラス数	園児数	保育士数
0・1歳	2	6	2
		9	3
2歳	1	16	3
3歳	2	16	2
		15	1
4歳	2	31	2
		22	1
5歳	2	24	1
		23	2
合計	9	162	17

4 ふれあいセンターみどりの郷の概要

(1) 事業主体 塩尻市社会福祉協議会

(2) 事業内容

ア デイサービスセンター

通所介護及び指定通所介護事業を実施している。

(ア) 営業日 毎日(必要に応じて休業)

(イ) 営業時間 午前9時～午後4時

(ウ) 定員 25人/1日

(エ) 利用者数 月平均500人(19年度実績)

イ 老人福祉センター

地域福祉の拠点として、高齢者が楽しく過ごせるよう各種講座や交流事業、健康相談等を実施している。

(ア) 開館日 月曜日～金曜日(祝日、12/29～1/3を除く)

(イ) 開館時間 午前9時～午後4時

(ウ) 利用者数 月平均1,100人(19年度実績)

5 異世代交流事業の特徴と実施状況

(1) デイサービス利用の高齢者と園児の交流

保育園児が全クラス交代でみどりの郷を訪れ、デイサービス利用の高齢者との交流を行っている。

(2) 老人福祉センター利用の高齢者と園児の交流

老人福祉センターの各種講座に来所する地域の高齢者との交流活動を実施している。

(3) 実施状況

	頻度・活動時間	内容	活動方法
デイサービス利用の高齢者と園児	週3～4日・約10～15分	あいさつ・握手・手遊び・歌・踊り・ゲームなど	保育園全クラスごとに日がわりで、みどりの郷を訪問
老人福祉センター利用の高齢者と園児	6・7・10・11・1・2月に、月2回で45分間程度	作品作り、歌遊び、ミニ運動会、伝統遊び、お茶会	3歳～5歳の園児がみどりの郷を訪問

6 異世代交流事業の効果・成果

(1) 直接的効果

異世代交流を始めて7年目を迎え、高齢者、子どもたちの間では交流が定

着し、日常生活の一部になってきている。

子どもたちは、自分たちを無条件に受け入れ、訪問を喜んでくれる高齢者との交流により、自身の存在を認められたとの大きな満足感を得るとともに、高齢者や体の不自由な人への理解も深まっている。

デイサービス利用の高齢者は、週1～3回程度は子どもたちに会う機会があり、最初は戸惑っていた利用者も次第に表情が和らぎ、笑顔が見られるようになった。また、交流を通じたスキンシップで触れられる感触や、うれしい等の心の動きがよみがえるなど、子どもたちから刺激を受けている。

(2) 間接的効果

施設での交流を契機に、園児の保護者等を通じて高齢者施設への理解が深まっている。また、交流を通じて知り合った高齢者、園児が地域に戻ったときに、地域の人々を結びつける役割も果たしている。

運営母体が異なる2施設の職員同士は、互いの業務を遂行しながら日常生活の中で協力し合うことが多い。それぞれの専門知識を活かし、互いに補い合っ

て業務に取り組むという雰囲気が生まれている。

7 課題・問題点

- (1) 保育園から小学校、中学校、高校への異世代交流の取り組みの継続
- (2) 複合施設の利点を活かした自然な形でのふれあいの機会の創出
- (3) 運営母体が異なる2施設による事業の連携と経費負担のあり方の検討
- (4) 施設構造から、交流事業以外で高齢者・園児が顔を合わせる機会がない

◎ 主な質疑

- ・ 交流事業の開催頻度について
- ・ 中庭等の共有スペースの設置について
- ・ 2施設の職員同士の交流と連携と勉強会の開催について
- ・ 高齢者の状態に応じた交流の方法と交流時の職員のフォロー体制について

◎ 主な提供資料

- ・ 視察資料 塩尻市立塩尻東保育園・ふれあいセンターみどりの郷
- ・ 塩尻市の老人福祉センター・社会福祉センターのご案内

保健補導員と健康長寿のまちづくりについて

1 事業の目的及び経緯

佐久市は、平成17年4月1日に旧佐久市、臼田町、望月町、浅科村の4市町村が合併して10万人都市に生まれ変わった自然の恵み溢れるまちである。

旧佐久市時代から「健康長寿都市宣言」をし、「市民だれもが、健やかで生きがい豊かな人生を全うできるまちづくり」を目指した施策展開を行っている。その成果もあり、平均寿命が男女総合で全国第1位(平成17年国勢調査)である長野県の中でも、特に佐久市は健康寿命(日常生活で支援や介護を要しない、自立して生活できる期間)が長く、亡くなる直前まで元気に過ごせる「びんびんころりの里」として注目を集めている。

こうした健康長寿のまちを築いた背景には、恵まれた自然・社会環境と特色ある保健福祉施策がある。佐久市には、佐久市立国保浅間総合病院や佐久総合病院を始めとする医療機関が点在し、地域医療を支えてきた。昭和40年代に脳卒中死亡率が全国トップクラスであった佐久市は、これらの医療機関等と連携して「一部屋温室づくり運動」や「減塩運動」などの脳卒中予防活動に取り組み、死亡率を低く抑えることに成功した。このことが評価されて佐久市は、昭和51年に保健文化賞を受賞した。この時に、医療機関や市とともに予防活動に取り組んだのが、住民らの自主的な組織である「保健補導員」である。

保健補導員は、自らの健康を守るために自発的に活動する中で健康意識を高め、それを地域に広めて健康で明るい社会を築き上げていくことを目的に結成された住民の自主的な組織である。

佐久市では、現在も、この保健補導員の取り組みを始め95に及ぶ多彩な高齢者支援事業や、充実した子育て支援施策など保健・医療・福祉・介護、生涯学習・就労などの各分野の施策を総合的に展開していくことで、健康長寿のまちづくりを進めているところである。

2 保健補導員制度の概要

(1) 保健補導員制度の成り立ち

保健補導員制度は、昭和24年に厚生省が市町村に対し、保健指導のための住民組織として保健補導員の設置を呼びかけたことが始まりといわれているが、長野県では、それ以前に同様の住民組織が存在していた。医師不足や戦時中の混乱期に奮闘していた保健婦の力になろうと、地域の主婦が自主的に呼びかけ活動をはじめたのである。その後、長野県では昭和46年に設立された長野県国保地域医療推進協議会により、未組織の市町村に設置の促進が図られたことや、

県を挙げた脳卒中予防活動を契機として保健補導員制度が全県的に広がり、現在は、ほぼ全ての市町村において組織されている。このように全県的な規模での同種の制度は他県には見られず、長野県独自の制度といえる。

(2) 保健補導員設置要綱

- ア 目的：市の保健事業の円滑な推進及び地域住民の健康増進のため
- イ 定数：原則30世帯から50世帯ごとに1人
- ウ 委嘱：区長からの推薦に基づき、市長が委嘱
- エ 任期：原則2年
- オ 業務：地域住民への保健事業の連絡及び保健師の保健指導業務への協力

(3) 保健補導員会の設置

- ア 目的
すべての保健補導員で構成し、必要に応じて研修会等を開催し、業務の円滑な遂行に必要な研修、連絡、調整を行う。
- イ 構成員
保健補導員数715人(平成19年5月24日現在)
- ウ 主な活動内容
 - (ア) 理事会、正副会長会の開催
 - (イ) 新任保健補導員研修会等の各種研修会の開催
 - (ウ) 健康づくり市民のつどいの開催

3 保健補導員の主な活動内容

- (1) 成人保健活動
各種検診事業への協力及び受診勧奨、健康アンケート調査の実施等
- (2) 母子保健活動
離乳食教室等でのボランティア
- (3) 結核予防運動
結核、肺がん検診への協力・複十字シール募金等
- (4) 自主活動
保健師と連携した地区における保健問題への取り組み、ブロック別の研修会や健康相談等の実施

4 保健補導員制度の特徴

- (1) 自主的な住民組織
保健補導員は、「自分たちの健康は自分たちで守る」というスローガンのもとで組織された住民の自主的な組織であり、行政機関の下部組織ではない。
- (2) ボランティア的活動

保健補導員の報酬は年間2,200円で、ほぼボランティア的な活動といえる。

5 取り組みの成果

保健補導員の経験者は約24,000人に上り、市民の健康意識は高い。市民の間には、保健補導員になり2年間にわたり学んだ健康に関する知識等を家族や周囲に広げる習慣が自然に根付いている。

6 今後の課題

- (1) 共働き家庭の増加等で、なり手のいない保健補導員の確保
- (2) 市民全体の健診率の向上

◎ 主な質疑

- ・保健補導員の報酬と男女の構成比について
- ・佐久市における特定健診の受診率について
- ・被用者保険加入者への健診等の勧奨の方法について

◎ 主な提供資料

- ・平成20年度佐久市健康づくり推進課視察資料(健康づくり推進課)
- ・平成20年度佐久市高齢者福祉視察資料(高齢者福祉課)
- ・佐久市特別養護老人ホーム シルバーランドきしの

〔最後に〕

以上、調査事項について資料等による説明、施設の視察、各委員の質疑等によって判明したことを含め、視察の概要を記した。

なお、視察項目の設定に当たっては、市民・事業者・市の三者協働による環境保全・創造の取り組みや、公共施設における省エネルギー対策の推進と太陽光発電等の再生可能エネルギー導入推進の取り組み、世代間交流の拡充や地域連携の推進等による子育て支援への取り組み、自主グループ等による市民の手による健康づくりへの支援策の検討の取り組みなど、本市における現在の行政課題等を念頭に行ったものである。

また、視察時間を有効に活用するため、事前に視察項目に関する資料を取り寄せ、本市事業との比較、検討を行った上で視察に臨んだ。

本委員会は、これらの成果を今後の委員会活動はもとより、市行政に反映させていくことを確認し、管外視察の結果報告とする。